

平成22年度公募補助金【政策報告補助金】一覧

No.	審査事業名	報告所管課名	事業の目的(報告書又は要綱等から抜粋)	事業の内容(報告書又は要綱等から抜粋)	報告補助金額(単位:千円)	審議会における意見
50点～59点						
1	特定非営利活動法人今が一番館 消防設備整備補助事業	高齢者支援課	消防法改正により、平成21年度から一定以上の面積を有する介護保険による認知症対応型共同生活施設に対してスプリンクラーの設置が義務付けられた。 村内で上記により該当する施設が1箇所あり、高齢者の火災発生の際の安全と法令遵守の観点から早期にスプリンクラーの整備が必要となるものである。	特定非営利活動法人今が一番館がスプリンクラー整備する施設に対して、国交付金の交付対象経費を除いた経費に対して補助をするものである。	1,050	介護施設への防火設備設置は必要であるが、工事の図面やスプリンクラーの設置箇所数等の資料が示されておらず、積算が明確でない。
2	滝沢村自治会連合会創立40周年 記念事業補助金	住民協働課	自治会連合会創立40周年を記念し、これまでの自治会活動全般を振り返りながら、自治会活動に対して多大なる貢献をいただいた方々を表彰し、その功績を讃えるものである。また、その歩みを記録した記念誌を発行し、自治会活動の歴史を後世に伝えるとともに、これからの自治会活動へのモチベーションにつなげるものである。	・記念式典の開催・・・これまでの自治会活動を通じて、村や地域に対し、多大なる貢献のあった者を表彰する。 ・記念講演会の開催・・・創立40周年を記念し、これからの新しい地域コミュニティのあり方について、専門家による講演会を開催する。 ・記念誌の刊行・・・自治会連合会及び村内27自治会の40年のあゆみを記録するとともに、その歴史と活動を後世に伝え、将来に活かすために記念誌を発行する。	442	市制を検討していく中で、今後の自治会のあり方や行政との関係を考えるいい機会である。世代を超えた座談会や、単位自治会のこれまでの活動をまとめたポスターセッションを開催するなど、工夫した取り組みを期待する。
40点～49点						
3	滝沢村農業生産振興対策事業(農業生産管理用機械整備事業)	農林課	強い農業実現のため、団体で行う農業とその規模拡大時等に必要となる農業用機械導入経費の一部を補助金という形で村が負担し、農業者の経営安定を図ることを目的とする。	農業全般の生産に係る農業者の団体(農業協同組合又は、農業者3者以上で組織し、代表の定めがあり、組織運営に関する規約を定めている団体)が、共同で利用するため導入しようとする農業機械の導入経費の3分の1以内、且つ予算の範囲内で補助する。	2,400	平成23年度については、村推奨品種のさつまいも「クイックスイート」栽培用の畝をつくる機械を対象としている。同品種については、2年間の試作を経て、プリン、ケーキや焼酎といった加工用の流通を想定しているが、販売戦略や採算の見通しが明確でない。また、事業計画上平成24年度以降の計画も挙げているが、詳細について未定であることから、単年度申請とし、平成23年度の進捗を見ながら精査すべきである。
4	自然災害及び農畜産物価格低迷 対策特別資金利子補給補助事業	農林課	米価下落、自然災害等、様々な社会情勢・経済情勢の変化により農業経営が圧迫される農家が、いわゆるつなぎ資金の融資を受けた際、発生する利子の一部を補給し、農業経営改善の支援を行ないます。	資金借入者:新岩手農業協同組合組合員で、自然災害及び農畜産物価格低迷の発生により、農家経営に大きく打撃を受けた農業者及び農業関連施設に損害を受けた農業者(農事組合法人等の法人組織及び集落営農組織等任意団体含む) 融資機関:新岩手農協 利子補給先:融資機関 利子補給率:1.30%以内	40	実質的に全額の利子補給であるが、米価が継続して下落している中では元本の返済自体が困難であることから、抜本的な対策が必要であると思われる。
採点対象外						
5	地域介護・福祉空間整備等施設 整備補助事業	高齢者支援課	消防法改正により、火災発生時に自力で避難が困難な人が多く入所する小規模福祉施設にも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務付けられた。そこで、消防用設備等が未設置である地域密着型サービス事業所が村内にあるため、補助を活用して整備をするものである。	国の補助制度を活用し、認知症対応型共同生活施設2件に係る自動火災報知設備等の設置費用への補助をするものである。	6,754	

平成22年度公募補助金【政策報告補助金】一覧

No.	審査事業名	報告所管課名	事業の目的(報告書又は要綱等から抜粋)	事業の内容(報告書又は要綱等から抜粋)	報告補助金額(単位:千円)	審議会における意見
6	木造住宅耐震改修支援事業補助金	都市計画課	地域住宅計画、滝沢村耐震改修促進計画に基づき、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的とする。 滝沢村耐震改修促進計画に掲げる、耐震化率の到達に向けて事業を進める。	昭和56年5月末までに着工された、旧耐震基準で建築された在来工法(又は伝統工法)木造住宅を所有する者が、耐震診断を実施し判定値が1.0未満と診断された木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事費の1/2以内かつ60万円を限度とする額を補助する。	495	